

令和 7 年度における主な新規・充実事業について

1 移動支援等事業の充実【新規及び充実】

(1) 概 要

障害福祉サービス等事業所における移動支援等従業者不足を解消し、増加する区民の利用ニーズに応えるため、移動支援従業者の賃金向上等処遇改善を実施した事業所に対して報酬を加算して給付するほか、移動支援・同行援護・行動援護各従事者養成研修の受講費用を助成する。

(2) 内 容

①移動支援事業における処遇改善加算の導入【充実】

《対 象》

月額賃金改善などの要件を満たす事業所

《加算額》

移動支援事業総給付費の 40.2%

②移動支援・同行援護・行動援護各従事者養成研修費助成【新規】

《対 象》

区内の障害福祉サービス等事業所

《補助内容》

- ・対象経費：都または区が認めた研修費用の実費
- ・補助率：10/10
- ・上限額：5 万円

2 地域生活支援拠点に対する拠点コーディネーター補助【新規】

(1) 概 要

「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場の提供」等地域生活支援拠点の機能強化を図るため、区が多機能拠点整備型地域生活支援拠点として指定した事業所に対し、「拠点コーディネーター」を配置した場合、人件費相当を補助する。

(2) 補助内容

《対象経費》

拠点コーディネーターの人件費相当

《補助率》

10/10

《上限額》

1 人あたり 500 万円/年

3 障害者機械入浴サービス事業【新規】

(1) 概 要

家庭において入浴することが困難な重度の障害者または障害児に対し、機械浴槽による入浴のサービスを提供することにより、障害者などの福祉の向上と家族の介護負担の軽減を図る。

(2) 内 容

《対 象 者》

65歳未満の身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方

《実施場所》

月島三丁目24番11号 知的障害者グループホーム等「リヴェール月島」

《利用者負担額》

1回あたり500円

4 障害児相談支援事業所運営費補助金【新規】

(1) 概 要

障害児相談支援事業所の新規開設などによる障害児相談支援件数の増加を促し、区民のセルフプラン率減少を図るため、事業所が区民のサービス等利用計画作成やモニタリングを行った場合、件数に応じて補助を行う。

《補 助 額》

- ・サービス等利用計画作成 2万円/件
- ・モニタリング 1万5千円/件

5 障害者タクシー利用券給付等の増額【充実】

(1) 概 要

タクシー運賃の引き上げなどの物価高騰を踏まえ、歩行困難な在宅の障害者の日常生活における経済的負担の軽減を図るため、タクシー利用券の給付および自動車燃料費助成の金額を増額する。

(2) 内 容

《充実内容》

申請月	現行	増額後
4～6月	4万円	4万8千円
7～9月	3万円	3万6千円
10～12月	2万円	2万4千円
1～3月	1万円	1万2千円

※タクシー利用券は現物給付、燃料費助成は上記金額を上限に現金給付

6 障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の改定に向けた実態調査の実施【新規】

(1) 概 要

「中央区障害者計画及び第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画」の計画期間が、令和8年度末をもって満了となることから、次期計画の策定に向けて、区内在住の障害者の生活状況や意識・意向および子どもの育ちに関する相談等の実態を把握することを目的として、実態調査を実施する。

《スケジュール》

令和7年度 障害者施策に関する実態調査 など

令和8年度 計画策定

《計画期間》

令和9年度～令和11年度（3年間）

7 福祉センターにおける防災宿泊訓練の実施【新規】

(1) 概 要

障害者向け福祉避難所である福祉センターにおいて、利用者の防災宿泊訓練を実施し、日常生活から離れた経験から得られる自立への足がかりとなる機会を作るとともに防災意識の向上などを図る。

(2) 対 象

知的障害のある利用者（令和7年度）

(3) 実施時期

令和7年11月（1泊2日）

(4) 場 所

福祉センター内

8 福祉センターにおける送迎用福祉車両の拡充【充実】

(1) 概 要

福祉センターで実施する生活介護事業等の利用者の増加に対応するため、送迎用福祉車両（リフト付きワゴン車）を1台増車し、身体の不自由な利用者等の安全で負担のない送迎体制を確保する。

(2) 対 象

福祉センター生活介護(成人室)および地域活動支援センター(機能回復訓練室)の利用者